

市第17号議案

横浜市生活自立支援施設条例の一部改正

横浜市生活自立支援施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市生活自立支援施設条例の一部を改正する条例

第1条 横浜市生活自立支援施設条例（平成15年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第5項」を「第3条第6項」に改める。

第2条 横浜市生活自立支援施設条例の一部を次のように改正する

。

第1条中「第3条第6項」を「第3条第6項第1号」に改める

。

附 則

この条例中、第1条の規定は平成30年10月1日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

生活困窮者自立支援法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市生活自立支援施設条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市生活自立支援施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

第1条関係

（設置）

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条
第2条
第6項
第5項に規定する一定の住居を持たない生活困窮者（以下「対象生活困窮者」という。）に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援するため、横浜市生活自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）を横浜市中区に設置する。

第2条関係

（設置）

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条
第3条
第6項
第1号に規定する一定の住居を持たない生活困窮者（以下「対象生活困窮者」という。）に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援するため、横浜市生活自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）を横浜市中区に設置する。